

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園スポーツハウス改修工事基本設計業務委託	No.5100138
工（納）期	令和5年6月30日	
契約締結日	令和4年11月17日	
契約金額	21,164,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社 土屋建築研究所 (法人番号：3011101013151)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川遊園スポーツハウス改修工事基本設計業務委託</p>
<p>指定業者 (案)</p>	<p>名 称 株式会社 土屋建築研究所 所在地 新宿区西新宿六丁目14番1号 新宿グリーンタワービル21階 代表者 代表取締役 土屋 正</p>
<p>指定理由</p>	<p>本件は、荒川遊園スポーツハウス改修工事の基本設計を委託するものである。                  主管課からは、プロポーザル方式により委託先候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は、開設から約30年が経過し施設の老朽化が進んでいることに加え、幅広い世代・障がい者が利用するため、高い専門性や知識が必要である。また、委託先に相応しい能力と意欲を備えた事業者の選定をする必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定したものである。</p> <p>② 候補事業者の選定にあたっては、参加事業者を公募の上、評価委員により審査基準を定め、応募のあった1社に対し、書類審査及びプレゼンテーション審査により、総合的に評価を行った。                  上記事業者は、採択基準の7割を超えており、荒川遊園スポーツハウスの特性を十分に理解し、老朽化した設備等の更新のみならず多世代にわたり利用しやすい施設の提案が高く評価された。また、二次審査では、過去の実績を踏まえ今回の業務に反映させるための具体的な回答があり、意欲的かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記事業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>